

(4) 一般財団法人因幡街道ふるさと振興財団 給与等状況報告書

1 職員給与の状況 (令和4年度)

職員数	給 与 費			
	給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計
3 人	4,068 千円	224 千円	1,109 千円	5,401 千円

(注) 職員手当は、退職手当、期末手当及び勤勉手当を含みません。

2 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (令和5年4月1日現在)

一般職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
168,300 円	177,650 円	46 歳

(注) 1 「平均給料月額」は扶養手当等の職員手当を含まない給料のみの平均月額です。

2 「平均給与月額」は、給料月額と毎月支払われる手当(期末手当、勤勉手当及び退職手当以外の手当)とを合計したものの平均月額です。

3 職員の初任給の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	初 任 給	備 考
一般職	大学卒	その者の職と責任及び学歴、職歴、経験年数、その他の事情を考慮し、代表理事が決定する。
	高校卒	

4 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (令和5年4月1日現在)

区 分	経験年数	5 年	10年	20年	30年	備考
	一般職	大学卒	— 円	— 円	— 円	
高校卒		— 円	— 円	— 円	— 円	

(注) 「経験年数」は、採用後の年数に採用前の職歴などの期間を職員の期間として換算した年数を加算したものです。

5 職員手当の状況（令和5年4月1日現在）

区 分	内 訳												
<p>期末手当 勤勉手当</p>	<p>[支給割合]</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区 分</th> <th style="text-align: center;">期末手当</th> <th style="text-align: center;">勤勉手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">6月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">－ 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">12月期</td> <td style="text-align: center;">1.20 月分</td> <td style="text-align: center;">0.95 月分</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">計</td> <td style="text-align: center;">2.40 月分</td> <td style="text-align: center;">0.95 月分</td> </tr> </tbody> </table> <p>職制上の段階、職務の 級等による加算措置 無</p> <p>[令和4年度実績] 1人当たり平均支給額 262,833 円</p>	区 分	期末手当	勤勉手当	6月期	1.20 月分	－ 月分	12月期	1.20 月分	0.95 月分	計	2.40 月分	0.95 月分
区 分	期末手当	勤勉手当											
6月期	1.20 月分	－ 月分											
12月期	1.20 月分	0.95 月分											
計	2.40 月分	0.95 月分											
<p>退職手当</p>	<p>[支給率]</p> <p>退職金の支給は独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結することにより行い、退職手当の額は、掛金月額との掛金納付月数に応じ、中小企業退職金共済法に定められた額とする。</p> <p>（その他の加算措置） 無</p> <p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>												
<p>時間外勤務手当</p>	<p>[令和4年度実績] 支給実績なし</p>												

区分	内 容		
	対象職員	支給月額	
管理職手当	一定の管理または監督の地位にある職員	管理職手当 18,200 円 [令和4年度実績] 支給実績なし	
扶養手当	扶養親族として配偶者、子等を有する職員	ア 配偶者	13,000 円
		イ 配偶者以外の扶養親族	6,500 円
		ウ 配偶者のない職員の扶養親族のうち1人目まで	11,000 円
		15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日まで	1人につき5,000 円を加算
		[令和4年度実績] 支給実績なし	
通勤手当	交通機関等を利用し、または自動車等を使用して通勤している職員	ア 交通機関等利用者	① 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関を利用する区間については、通用期間1か月の定期券の額 ② ①の区間以外の交通機関を利用する区間については、その使用が最も経済的かつ合理的であると認められる回数乗車券等の通勤21回分(交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1月当たりの通勤所要回数分)の運賃の額 <最高限度額 55,000 円>
		イ 自動車等使用者	通勤距離に応じ、月額 2,000 円から 24,500 円の範囲内で支給
		ウ 特別急行列車等利用	特別急行料金等の2分の1の額を加算(高速自動車国道等特別料金等については2万円を限度)
		[令和4年度実績] 1人当たりの平均支給月額	18,700 円

6 役員の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）
制度なし

7 給与制度の変更

(1) 変更内容

区 分	変 更 後	変 更 前	変 更 理 由
期末手当 勤勉手当	6月 期末 1.20月分 12月 勤勉 0.95月分	6月 期末 1.00月分 12月 勤勉 1.00月分	智頭町の制度に準じた改正

(2) 適用日 令和5年6月10日